

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	山本 順三	(自民)	大野 元裕	(民主)	二之湯 智	(自民)
理事	大島 九州男	(民主)	金子 洋一	(民主)	野村 哲郎	(自民)
理事	今野 東	(民主)	斎藤 嘉隆	(民主)	藤川 政人	(自民)
理事	舟山 康江	(民主)	玉置 一弥	(民主)	丸川 珠代	(自民)
理事	小泉 昭男	(自民)	はた ともこ	(民主)	森 まさこ	(自民)
理事	中川 雅治	(自民)	松野 信夫	(民主)	若林 健太	(自民)
理事	加藤 修一	(公明)	米長 晴信	(民主)	横山 信一	(公明)
	有田 芳生	(民主)	青木 一彦	(自民)	柴田 巧	(みん)
	大河原 雅子	(民主)	熊谷 大	(自民)	井上 哲士	(共産)
	大久保 潔重	(民主)	塚田 一郎	(自民)	又市 征治	(社民)

(24. 2. 24 現在)

（1）審議概観

第180回国会において本委員会に付託された案件及び法律案は、平成二十二年度決算外2件（第179回国会提出）及び平成二十二年度予備費関係6件（第177回国会提出）、並びに本院議員提出法律案2件（第177回国会提出）である。

審査の結果、平成二十二年度予備費関係6件はいずれも承諾を与えるべきものと決し、平成二十二年度決算外2件及び本院議員提出法律案2件はいずれも審査を継続した。

〔平成二十二年度決算の審査〕

平成二十二年度決算外2件は、第179回国会の平成23年11月22日に提出された。

今国会においては、平成24年2月24日、本会議において平成二十二年度決算の概

要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に安住財務大臣から概要説明を聴取し、3月9日に全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計6回行った後、9月3日、安住財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑を行った。

また、同日、6月8日に野田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十一年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、平成21年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、安住財務大臣から説明を聴取した。平成二十一年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
(1) 平成21年度決算検査報告において、不当事項等の指摘件数が979件に上るとともに、指摘金額が1兆7,904億円と3年連続で過去最悪を更新し、初めて1兆円を超える事態になったことは、遺憾である。	(1) 不適正な公費支出の防止及び是正については、平成21年度の決算検査報告を受け、直ちに内閣総理大臣及び財務大臣から各大臣に対して適正な会計処理の徹底などについて要請するとともに、各種の

	<p>政府は、我が国の財政が極めて深刻な状況にあることを強く認識し、不適正な公費支出の防止と是正に努め、予算執行の適正化に向けて一層尽力するとともに、利用見込みの少ない資産や余剰資金の有効活用を図るなどして、予算の無駄を徹底して排除し、予算の効率的使用に努めるべきである。</p>
<p>(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、本年3月、東北地方太平洋沖地震による激しい揺れと大規模な津波の襲来に際し、既存の安全対策が有効に機能せず、原子炉等の冷却機能の喪失、格納容器の損壊、放射性物質の大量放出という極めて深刻な事態が発生した結果、多くの住民に避難を余儀なくさせ、農林漁業を始めとする事業者に甚大な被害をもたらし、国民に対し健康不安を与え、現在もなお、このような事態が継続していることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、関係者一丸となって事態の早急な収束に向けて全力を傾注し、被害者の救済に万全を期するとともに、原子力安全に対する国民の信頼を大きく損ねたことを厳粛かつ深刻に受け止め、事故原因の究明を徹底し、原子力施設の安全対策を根底から見直すべきである。</p>	<p>会議や研修等を通じて、予算の適正な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行うなど、予算執行の適正な処理に努力しているところである。</p> <p>さらに、各府省に設置された予算監視・効率化チームが予算執行の効率化に向けた計画を定めるとともに、その実施状況をチェックし、年度終了後に効率化の実績及び更なる改善方策についての公表を行っているところである。</p> <p>今後とも、これらの措置を講ずることにより、不適正な経理の再発防止に努めるとともに、予算の無駄を排除し効率的な使用に努めてまいり所存である。</p> <p>(2) 東京電力福島第一原子力発電所それ自体については、専門家による緻密な検証作業を経て、原子炉が冷温停止状態に達したことを確認したことから、平成23年12月「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」のステップ2が完了したことを宣言したところである。</p> <p>また、ステップ2完了後の、廃炉に向けた取組については、平成23年12月に設置された政府・東京電力中長期対策会議において、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を決定し、これに基づき、政府と東京電力が一体となって、その着実な実施に向けて全力で取り組んでいるところである。</p> <p>被害者に対する救済については、東京電力による損害賠償が遅延することなく、迅速かつ適切に支払いが進むよう、東京電力に対する原子力損害賠償支援機構を通じた支援等を行っており、今後とも公正で円滑な賠償に最善を尽くしてまいり所存である。</p> <p>原子力施設の安全対策の見直しについては、原子力安全・保安院において、設備面を中心に技術的知見に関する工学的</p>

	<p>な検証を実施し、今後の原子力安全規制に反映すべきと考えられる事項として「30の対策」をとりまとめ公表したところである。</p> <p>現在、事故調査・検証委員会等で調査・検証が行われているが、これに積極的に協力していくとともに、その結果については真摯に受け止め、新たな知見が得られれば、その都度、各原子力発電所の安全対策に反映するなど、原発事故の再発防止に万全を期してまいる所存である。</p>
(3) 中央防災無線網整備事業に関する会計検査において、内閣府の職員が、耐震施工の請負業者が実際には作成していなかった耐震計算書を作成していたなどと虚偽の説明を行ったり、実地検査の直前に補強工事を実施させたりするなど、検査妨害を行っていたことは、極めて遺憾である。	<p>政府は、このような妨害行為が会計検査の根幹を揺るがしかねないものであること重く受け止め、関係職員に対する適切な処分を行うとともに、会計法令等の遵守を徹底するなどして内部統制機能を確保し、再発防止に万全を期すべきである。</p> <p>内閣府職員の会計検査における不適切な対応については、内閣府において、平成22年11月に、請負者による耐震計算書の提出の義務付けや、国による耐震計算書の記載内容の確認を仕様書で明確に定めるなど、監督・検査の厳格化を図るとともに、職員に対し会計事務手続の適正化について周知・徹底を行ったところである。</p> <p>関係職員に対する処分については、会計検査院との間での本件中央防災無線網設備の耐震強度の評価についての議論の結果を踏まえた上で、実施することとしている。</p> <p>今後とも内部統制機能を確保し、再発防止に万全を期する所存である。</p>
(4) 高速増殖炉の実用化を目指して研究開発が進められている原型炉もんじゅは、昭和55年度から平成23年度までの間に9,481億円もの多額の予算が投じられてきたにもかかわらず、7年12月のナトリウム漏えい事故の発生以降トラブルが続発し、延べ14年以上にわたり運転停止状態にあることに加え、22年8月に炉内中継装置が落下した際、関係機関への通報に約1時間半もの時間が掛かるなど迅速な情報開示が行われなかつたことは、極めて遺憾である。	<p>高速増殖原型炉もんじゅにおけるトラブルの発生防止については、もんじゅの設置者である独立行政法人日本原子力研究開発機構において、平成23年1月に作業手順を改善する等更なる安全管理の強化活動を実施したところである。</p> <p>トラブル発生時の迅速な通報体制の確保についても、平成22年11月に情報連絡ルートの複数化等の更なる改善措置をとったところである。</p> <p>もんじゅの在り方を含む原子力政策の在り方については、内閣府原子力委員会に設置された新たな原子力政策大綱策定</p>

<p>報体制を確保すべきである。また、福島第一原子力発電所の事故を踏まえたエネルギー政策の見直しに当たって、積極的な情報開示を行いつつ、もんじゅの在り方についても十分に検討すべきである。</p>	<p>そのための会議等で議論が行われているところであるが、その議論に資するようもんじゅに関する情報開示に努めてまいる所存である。</p>
<p>(5)バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマスの利活用に関する政策について、平成15年度から20年度までの間に6兆5,495億円もの予算が投じられた214事業のうち効果が発現している事業がわずか35事業にとどまっていることや、事業主体である農林水産省など6省のうち複数の省や部局において類似の事業が実施されていること、過半の施設において稼働や採算性が低調となっていることなど、非効率な事態等が見受けられたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、政策の費用対効果を明確化するとともに、企図した政策効果が十分に得られるよう諸課題を明らかにした上で、事業や施設の効率性の改善に向けて所要の措置を講ずべきである。</p>	<p>(5)バイオマスの利活用に関する施策については、「バイオマス活用推進基本計画」において、基本方針や、平成32年に国が達成すべき目標などを明確化し、関係府省が連携して取り組んでいるところである。</p> <p>平成24年度予算では、対象の絞り込みや一部事業の廃止などの重点化や見直しを行うとともに、平成24年2月に、外部有識者から構成される「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置し、事業や施設の効率性の改善等の観点から、原料生産から収集・運搬、製造、利用までの各段階における課題の整理と事業化に向けた戦略の検討を進めているところである。</p> <p>今後とも、関係府省が連携し、バイオマス利活用に関する施策の効果的な推進に取り組んでまいる所存である。</p>
<p>(6)原子力安全・保安院は、本来、中立的な姿勢で原子力の安全規制に取り組むべき立場にあるにもかかわらず、原子力発電に係るシンポジウム等の開催に当たり、電力会社関係者に対し積極的に賛成意見を述べるよう要請していたことなどが明らかになるなど、業務執行の公正性及び中立性について疑念を生じさせたのみならず、原子力安全行政に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、遺憾である。また、資源エネルギー庁も同種の行為を行っていたことは、看過できない。</p> <p>政府は、このような不適切な関与が繰り返されたことを深く反省し、責任の所在を明確にするとともに、原子力発電に係る公聴・広報活動等の実施状況について、公正性及び中立性を確保する観点から検証し、</p>	<p>(6)原子力発電に係るシンポジウム等における不適切な関与については、経済産業省に設置した「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の報告書を受けて、平成23年10月に経済産業大臣から事務次官等に対し、再発防止に向けて取り組むよう職務命令を発出するとともに、関係職員を処分したところである。</p> <p>また、再発防止のため、原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、それぞれ行動規範を策定し、その行動規範への助言、広聴・広報の在り方の検討、シンポジウム等の運営に関するチェックを行うため、外部有識者から構成されるアドバイザリーボードを設置するとともに職員に対する訓示や研修を実施したところで</p>

運営手順の見直しを行うなどして、再発防止に努め、国民の信頼回復に万全を期すべきである。

ある。

今後とも再発防止に努め、国民の信頼回復に万全を期してまいる所存である。

平成二十二年度決算審査における質疑の主な項目は、東日本大震災の震災復興予算の執行率の低迷、高速増殖型炉もんじゅに係る本院決議への不十分な対応、大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理、特許庁等におけるシステム開発等の失敗、原子力安全基盤機構による相次ぐ検査ミスなどである。

なお、第5回目の省庁別審査を実施した平成24年8月27日、決算審査によって明らかとなった問題点を指摘した7項目からなる平成22年度決算審査措置要求決議を、全会一致をもって議決した。措置要求決議の項目は、①東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保等、②特別会計における剰余金の縮減と効率的活用に向けた取組、③特別会計の積立金等の適正規模等に関する情報開示の改善、④国庫補助金等により都道府県等に造成された基金の有効活用等、⑤独立行政法人日本原子力研究開発機構におけるもんじゅ関連施設の未活用と経費支出の透明性確保等、⑥エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金の有効活用、⑦大規模な治水事業における事業の計画及び実施の適時適切な見直し等である。

また、委員会において、平成二十二年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、8月27日及び9月3日に会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、①東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等、②東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況（以

上2項目は8月27日要請）、③三菱電機株式会社等による過大請求事案、④裁判所における会計経理等の状況（以上2項目は9月3日要請）である。

〔予備費の審査〕

平成二十二年度予備費関係6件のうち、一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外2件が第177回国会の平成23年4月12日に、一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件が5月20日に提出され、衆議院において継続審査とされていた。

今国会において、予備費関係6件は、平成24年7月31日に衆議院から送付され、同日、本委員会に付託された。

委員会において、8月20日、これら6件を一括して議題とし、安住財務大臣から説明を聴取した後、平成二十二年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局して討論に入ったところ、みんなの党より一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書について承諾することに反対し、その他については賛成する旨の意見が述べられた。また、日本共産党より、一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）について承諾することに反対し、その他については賛成する

旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）について承諾することに反対し、その他については賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係6件のうち、一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）は、いずれも多数をもって、また、一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）は、いずれも全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。

なお、同月22日の本会議においても、予備費関係6件のうち、一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、一般会計予備

費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

（その1）、特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）は、いずれも多数をもって、また、一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）は、いずれも全会一致をもって承諾を与えるものと決定した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査のため、第179回国会閉会後の平成24年1月18日から19日までの2日間、福井県に委員を派遣した。その派遣報告は、第180回国会開会中の2月24日に行った。また同日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について重松会計検査院長から説明を聴取した。

（2）委員会経過

○平成24年2月24日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書
平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算

書

以上3件について安住財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について重松会計検査院長から説明を聴いた。

- 平成二十二年度決算外2件に関し、平成二十一年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成20年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について安住財務大臣から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく

本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について重松会計検査院長から説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成24年3月9日(金)(第2回)

—全般質疑—

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十二年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるなどを決定した。
- 平成二十二年度決算外2件について野田内閣総理大臣、平野文部科学大臣、小宮山厚生労働大臣、枝野経済産業大臣、平野復興大臣、安住財務大臣、細野国務大臣、前田国土交通大臣、川端国務大臣、鹿野農林水産大臣、玄葉外務大臣、岡田国務大臣、小川法務大臣、田中防衛大臣、神本文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大島九州男君(民主)、※舟山康江君(民主)、※外山斎君(民主)、中川雅治君(自民)、※義家弘介君(自民)、※若林健太君(自民)、松あきら君(公明)、柴田巧君(みん)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)

※関連質疑

○平成24年4月13日(金)(第3回)

—省庁別審査—

- 理事の補欠選任を行った。

○平成二十二年度決算外2件中、財務省、金融庁及び株式会社日本政策金融公庫関係について自見内閣府特命担当大臣、安住財務大臣、藤田財務副大臣、中塚内閣府副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長執行役員柳正憲君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大島九州男君(民主)、舟山康江君(民主)、若林健太君(自民)、森まさこ君(自民)、

又市征治君(社民)、横山信一君(公明)、中西健治君(みん)、大門実紀史君(共産)

○平成24年7月30日(月)(第4回)

—省庁別審査—

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成二十二年度決算外2件中、法務省、農林水産省、国土交通省、警察庁及び裁判所関係について羽田国土交通大臣、郡司農林水産大臣、松原国家公安委員会委員長、滝法務大臣、岩本農林水産副大臣、末松復興副大臣、吉田国土交通副大臣、森本農林水産大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

大河原雅子君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、野村哲郎君(自民)、青木一彦君(自民)、森まさこ君(自民)、横山信一君(公明)、森ゆうこ君(生活)、柴田巧君(みん)、田村智子君(共産)、吉田忠智君(社民)、舟山康江君(み風)

○平成24年8月1日(水)(第5回)

—省庁別審査—

- 平成二十二年度決算外2件中、総務省及び文部科学省関係について平野文部科学大臣、川端総務大臣、高井文部科学副大臣、中塚内閣府副大臣、松崎総務副大臣、稻見総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、城井文部科学大臣政務官、神本文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長鈴木篤之君、日本放送協会放送総局長・理事石田研一君及び同協会理事福井敬君に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子恵美君(民主)、斎藤嘉隆君(民主)、二之湯智君(自民)、横山信一君(公明)、主濱了君(生活)、柴田巧君(みん)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)、行田邦子君(み風)

○平成24年8月20日(月)(第6回)

—省庁別審査—

- 平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域

活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第177回国会提出）（衆議院送付）
以上6件について安住財務大臣から説明を聴いた。

○平成二十二年度決算外2件中、国会、会計検査院、経済産業省及び環境省関係並びに予備費関係6件について細野環境大臣、枝野経済産業大臣、平野文部科学大臣、安住財務大臣、小宮山厚生労働大臣、古川国務大臣、郡司農林水産大臣、森本防衛大臣、稻見総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、
平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書（第177回国会提出）（衆議院送付）
平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第177回国会提出）（衆議院送付）
以上6件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。
〔質疑者〕
大久保潔重君（民主）、金子恵美君（民主）、藤川政人君（自民）、若林健太君（自民）、加藤修一君（公明）、主濱了君（生活）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）、谷岡郁子君（み風）
(平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)
賛成会派 民主、自民、公明、生活、社民、み風
反対会派 みん、共産
(平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）)
賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、み風
反対会派 共産、社民
(平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）)
賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、社民、み風
反対会派 共産
(平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）)
賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、共産、社民、み風
反対会派 なし
(平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)
賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、共産、社民、み風
反対会派 なし
(平成二十二年度特別会計予算総則第七条第

- 一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、
共産、社民、み風
反対会派 なし
- 平成24年8月22日（水）（第7回）
○平成二十二年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について玄葉外務大臣、森本防衛大臣、長浜内閣官房副長官、山根外務副大臣、吉田国土交通副大臣、谷法務副大臣、石田内閣府副大臣、藤田財務副大臣、政府参考人及び参考人株式会社国際協力銀行取締役中西孝平君に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕
大野元裕君（民主）、安井美沙子君（民主）、佐藤正久君（自民）、島尻安伊子君（自民）、横山信一君（公明）、加藤修一君（公明）、外山斎君（生活）、小熊慎司君（みん）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）、谷岡郁子君（み風）
- 平成24年8月27日（月）（第8回）
— 省庁別審査 —
○平成二十二年度決算外2件中、皇室費、内閣内閣府本府、厚生労働省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について松原国務大臣、小宮山厚生労働大臣、古川国務大臣、岡田内閣府特命担当大臣、藤村内閣官房長官、細野国務大臣、川端国務大臣、中川国務大臣、山口外務副大臣、山根外務副大臣、藤田財務副大臣、園田内閣府大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕
有田芳生（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、塙田一郎君（自民）、熊谷大君（自民）、加藤修一君（公明）、はたともこ君（生活）、柴田巧君（みん）、田村智子君（共産）、福島みづほ君（社民）、亀井亜紀子君（み風）
- 平成22年度決算審査措置要求決議を行った。
(平成22年度決算審査措置要求決議)
賛成会派 民主、自民、公明、生活、みん、
- 共産、社民、み風
反対会派 なし
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるることを決定した。
- 平成24年9月3日（月）（第9回）
— 准総括質疑 —
○平成二十二年度決算外2件について安住財務大臣、中川国務大臣、藤村内閣官房長官、羽田国土交通大臣、森本防衛大臣、松原国務大臣、滝法務大臣、玄葉外務大臣、細野国務大臣、平野復興大臣、平野文部科学大臣、小宮山厚生労働大臣、枝野経済産業大臣、古川内閣府特命担当大臣、松下内閣府特命担当大臣、川端総務大臣、吉田国土交通副大臣、高井文部科学副大臣、奥田国土交通副大臣、牧野経済産業副大臣、城井文部科学大臣政務官、大串内閣府大臣政務官、森本農林水産大臣政務官、橋本参議院事務総長、政府参考人及び参考人独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長鈴木篤之君に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕
大島九州男君（民主）、安井美沙子君（民主）、佐藤正久君（自民）、二之湯智君（自民）、森まさこ君（自民）、加藤修一君（公明）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、はたともこ君（生活）、外山斎君（生活）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）、舟山康江君（み風）
- 平成二十二年度決算外2件に関し、平成二十一年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成21年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について安住財務大臣から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めるることを決定した。
- 平成24年9月7日（金）（第10回）
○平成二十二年度決算外2件、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（第177回国会参第7号）、国家公務員等が不正に資金を保管するために

虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（第177回国会参第8号）及び平成二十三年度予備費関係7件の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成24年1月18日（水）、19日（木）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

実情調査
〔派遣地〕
福井県
〔派遣委員〕
山本順三君（自民）、大島九州男君（民主）、舟山康江君（民主）、小泉昭男君（自民）、中川雅治君（自民）、有田芳生君（民主）、大久保潔重君（民主）、金子恵美君（民主）、安井美沙子君（民主）、米長晴信君（民主）、二之湯智君（自民）、藤川政人君（自民）、若林健太君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、又市征治君（社民）

（3）委員会決議

－平成22年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保等について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9,243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7,694億円、不用額が1兆1,034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3,141億円のうち1兆3,101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費1,115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1,112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

2 特別会計における剰余金の縮減と効率的活用に向けた取組について

特別会計には一般会計からの繰入れを歳入としているものがあり、その財源として多額の国債が発行されているが、6特別会計9勘定において、予算執行過程で不用見込額を把握しているにもかかわらず一般会計からの繰入れが抑制されていないため、多額の剰余金が発生している事態が、平成21年度決算検査報告において指摘され、処置が講じられた。しかし、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定については、同特別会計調整勘定を通じた一般会計からの繰入れを抑制する方策が検討されず、22年度も906億円の剰余金を生ぜしめている。また、会計検査院の試算により、12特別会計21勘定において、22年度の歳入に繰り入れられた21年度の剰余金のうち1兆8,359億円が22年度中に活用されていないことが、本委員会の要請に基づく検査の結果に示されている。

政府は、一般会計からの繰入れを財源とする特別会計では、引き続き、歳出の不用見込額を一般会計からの繰入額に確実に反映させ、剰余金を縮減すべきである。特に、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定については、24年度の一般会計からの繰入れは見送られたが、抜本的な繰入れの抑制策を早急に講ずべきである。また、財政資金を一層効率的に活用するため、剰余金のうち可能な部分を一般会計に繰り入れるとともに、翌々年度に活用される剰余金を翌年度の一般会計からの繰入額に反映させるなどして可能な限り翌年度に活用すべきである。

3 特別会計の積立金等の適正規模等に関する情報開示の改善について

特別会計には、事業費への充当、決算上の不足への備え等を目的として積立金等が設置されており、その数は平成22年度末で31資金となっている。この31資金から、将来返済すべき収入を財源としている外国為替資金及び財政融資資金を除いた29資金の同年度末の残高は、合計172兆3,291億円と多額に上っている。しかし、本委員会の要請に基づく会計検査の結果によると、これらの積立金等の保有すべき規模、水準等について、必要な金額や上限額が積立金明細表等に具体的に示されているのは、地震再保険特別会計等の6資金のみであり、それ以外は、依然として、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できないなど、特別会計の積立金等の有効活用を図る上で、財政統制が機能しにくい状況となっている。

政府は、我が国財政が厳しい状況にあり、財政資金のより一層の有効活用が求められていることを踏まえ、特別会計の積立金等の適正な規模、水準等を具体的に示すとともに、その根拠を明らかにするなど、本委員会の平成17年度決算措置要求決議の趣旨を重く受け止めて、説明責任を果たすべきである。

4 国庫補助金等により都道府県等に造成された基金の有効活用等について

厚生労働省、農林水産省等所管の国庫補助金等により都道府県等に造成された基金に関する会計検査の結果、平成20、21両年度の補正予算等を原資とする基金に含まれている国庫補助金等相当額3兆4,412億円のうち、約2兆円が22年度末において基金に残っており、この中には、計画どおりに事業が実施されないため、基金の執行率が極めて低くなっているものがあることなどが明らかとなつた。会計検査院は、これらの基金について、事業終了後に相当の執行残が生ずるおそれがあるとしている。

政府は、各基金による事業が所期の目的を達成できるよう適切に行われ、その効果が十分に発現するよう所要の措置を講ずべきである。併せて、現下の厳しい財政状況等を踏まえ、基金において執行残が多額に生ずると見込まれる場合には、事業実施期間中であっても国庫補助金等相当額を国に返還させるべく、規定を整備するなどして基金規模の適正化を図るべきである。

5 独立行政法人日本原子力研究開発機構におけるもんじゅ関連施設の未活用と経費支出の透明性確保等について

独立行政法人日本原子力研究開発機構については、これまでに建設費等830億円を投じたもんじゅ関連施設のリサイクル機器試験施設（R E T F）が、平成12年7月の建設中断以降、維持管理費を支出しながら、本来の用途に供されるめども立たず、今後の利活用の見通しも立っていない事態のほか、次世代型高速増殖炉の革新技術開発に係る契約を、どの程度の経費を要するか見通すことが困難であるのに確定契約とした上、発注先で要した人件費等の実支出総額に比べ、同機構の支払額算定の基礎となった見積額が8割程度高額となっているなどの事態が、会計検査院の指摘により明らかとなった。さらに、同機構が公益法人等に支出している賛助会費に関して、22年度の支出先80法人のうち33法人に同機構と国家公務員のO Bが在籍しており、また、22年度は8,600万円あった支出額が、見直しを行った結果、24年度は360万円に大幅に削減されるなどの事態が見受けられており、これまでの公費支出の必要性や妥当性に疑念を抱かざるを得ない。

政府は、日本原子力研究開発機構に対し、R E T Fの利活用方法について早期に結論を出すよう指導するとともに、契約の透明性及び経済性を確保し、不明瞭な支出を根絶するため、早急に措置を講じさせるべきである。

6 エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金の有効活用について

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定には、電源立地の進展に伴って将来発生する財政需要の財源に充てるため、周辺地域整備資金が設けられており、同資金は、電源開発促進勘定からの繰入れ及び同勘定の決算剰余金からの組入れを原資としている。平成22年度末における同資金の残高は、21年度の電力供給計画で開発が示された14基全ての原子力発電施設を対象に算定した需要額を目標として積立てが行われた結果、1,231億円となっている。しかし、会計検査院は、平成22年度決算検査報告において、積立対象とされた14基の原子力発電施設のうち着工済み3基に係る需要額73億円を除いて当面需要が見込まれないことから、同資金の残高のうち657億円は縮減可能な余裕資金であり、資金規模を縮減すべきと指摘している。

政府は、同資金について、ひとまず、24年度予算では49億円を取り崩して福島第一原子力発電所の事故対応等のための交付金に充て、22年度決算剰余金の組入れは見送っているが、新たなエネルギー基本計画を早期に策定するとともに、需要額の算定方法を改めて積立目標額を見直し、余剰となる資金を有効活用すべきである。

7 大規模な治水事業における事業の計画及び実施の適時適切な見直し等について

本委員会の要請に基づいて実施された、大規模な治水事業に関する会計検査の結果、ダム建設事業については、検査対象47か所のうち、当初計画に比べて事業費が2倍以上に増額されているものが9ダムあり、中には変更後の事業費が15.8倍に膨らんだダムがあるなど、当初計画と大きくかい離している事態等が判明した。また、霞ヶ浦導水事業等により整備された利根導水路については、平成3年に導水路本体の工事が完了しているにもかかわらず、今まで同事業では全く利用されていない事態等も明らかとなった。さらに、これらのほか、放水路等事業、遊水地等事業、高規格堤防整備事業等においても様々な問題が見受けられた。

政府は、今後のダム建設事業の実施に当たって、事業費の増加の要因等を詳細に分析するなどし、事業実施の可否も含め、事業計画の変更等について適時適切に検討するとともに、霞ヶ浦導水事業において現在利用されていない施設については、投資効果が発現するよう、利活用の方法を速やかに検討すべきである。また、今回明らかとなった放水路等事業、遊水地等事業、高規格堤防整備事業等における様々な問題についても、事業を効率的・効果的に進めるため適切な措置を講ずべきである。